

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### （1）損害項目

申立人が営んでいる農業のキャベツ栽培に係る営業損害

#### （2）対象期間

自 平成23年3月11日

至 平成23年12月31日

- 2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る賠償金として金860万5285円を支払う。
- 3 支払方法  
（省略）
- 4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月13日

（仲介委員 大嶋芳樹）